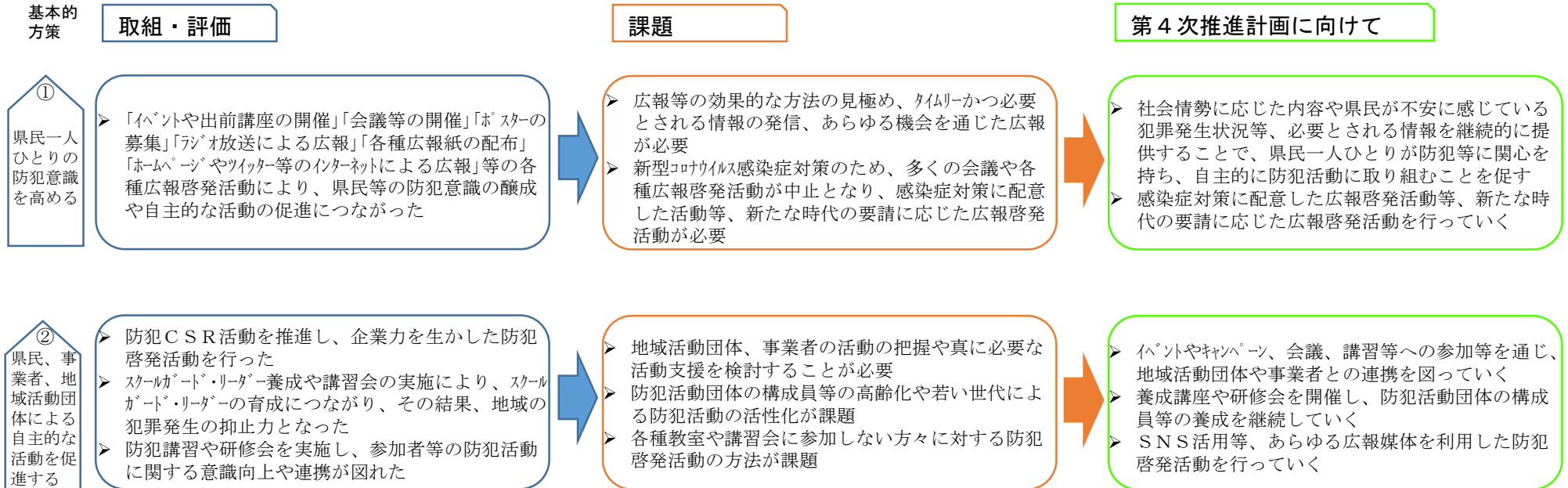


## 第3次推進計画の総括（概要）

## 重点目標 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する



目標数値に対する令和2年度末の実績 ※目標値は( )で記載

あんしんFメール登録者数:17,706名(14,500名)

防犯活動団体の活動内容等の公表件数:56件(100件)

状況確認指標(平成27年度⇒令和2年度の実績)

設立または活動を支援した防犯活動団体:29団体⇒53団体

若い世代による地域活動団体数:7団体⇒15団体

# 第3次推進計画の総括（概要）

## 重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的  
方策

### 取組・評価

①  
県民運動  
として取  
り組むた  
めの仕組  
みをつく  
る

- ▶ 各種広報啓発活動により、安全安心まちづくり推進会議構成員が令和2年度末で96団体・個人まで増加し、推進体制が強化された
- ▶ 安全教育実施モデル地域にて地域や関係機関等が連携し、安全教室や安全管理の充実が図れた
- ▶ 新たに暴力排除運動推進協議会が設立される等、暴力団を許さない社会作りが図れた

### 課題

- ▶ シンボルマークや標語の浸透等の各種広報啓発活動について、方法、機会及び内容を選定し、配布先の拡大や実効性のある広報啓発活動を行うことが課題
- ▶ 安全教育実施モデル地域における取組の成果を、県内の学校へ周知することが課題
- ▶ 各地区暴力団排除組織の代表者等の高齢化が進んでおり、若者の参加促進が課題

### 第4次推進計画に向けて

- ▶ 県民、事業者等の連携が促進されるようシンボルマークや標語の浸透等の広報啓発活動や、地域における推進体制づくりの支援を継続していく
- ▶ 安全教育実施モデル地域等の取組を継続し、仕組みや実践の普及を図っていく
- ▶ 各地区暴力団排除組織の活性化を図るため、若年層の参加を呼び掛けたり、感染症対策に配慮した非対面型の会議開催を行っていく

②  
日常の生  
活の場  
におけ  
るネッ  
トワー  
クをつ  
くる

- ▶ 協定締結等により、安全安心まちづくりに関するネットワークの構築が進んだ(安全安心まちづくりに関する協定数は、令和2年度末で52件まで増加した)
- ▶ 中山間地域の連携や支え合いの取組により、令和2年度末、62地区で集落活動センターが設立され、安全安心につながる体制構築が図れた

- ▶ 安全安心まちづくりに関するネットワークが、担当者の異動等で形骸化する場合があることが課題
- ▶ 安全安心まちづくり推進体制を構築するため、協定締結等による継続的な連携、活動に参加する機会を増やしていくことが課題
- ▶ 安全安心につながる体制構築のため、集落活動センターを目指さない集落等に対する支援が課題

- ▶ ネットワークの形骸化を防止するため、関係機関への継続的な情報提供や意見交換を行い、連携を強化していく
- ▶ 安全安心まちづくり推進体制を構築するため、情報収集、各種会議の開催、広報等を実施していく
- ▶ 使用用途を広げた補助金「元気作り事業費」の運用を開始し、集落活動センターを目指さない集落を含め、より多くの集落等に対する支援を行う

③  
サイバ  
ー空間  
におけ  
る被害  
を抑制  
する取  
組を促  
進する

- ▶ 広報紙の発行や講演会等の各種広報啓発活動を実施し、企業や県民の情報セキュリティ意識の醸成が図れた
- ▶ 全国の警察が連携し、サイバー犯罪検挙状況や捜査手法の情報共有が図れた
- ▶ 高度な知識や技術の習得等、サイバー空間に係る専門的知識を有する人材の育成を行った

- ▶ 身近なサイバー空間の脅威を注意喚起するため、SNS等の各種広報媒体を活用することが必要
- ▶ サイバー空間の脅威への対処訓練や研修会が有意義なものとなるよう、実施時期や内容等を見直すことが必要
- ▶ 複雑化するサイバー犯罪等に、的確かつ迅速に対処するための人材の確保が必要

- ▶ 県内のサイバー犯罪被害状況等を踏まえ、効果的な広報啓発の方法を検討していく
- ▶ 情報モラル教室、サイバーセキュリティに関する講演等、サイバー空間の安全を確保する取組を、効果的なものとなるよう適宜見直すとともに、継続していく
- ▶ 複雑化するサイバー犯罪等に対応する人材を育成及び確保していくため、関係機関が連携する等により取り組んでいく

目標数値に対する令和2年度末の実績 ※目標値は( )で記載  
重点目標2に関する目標数値の設定なし

状況確認指標(平成27年度⇒令和2年度の実績)

シンボルマーク及び標語の利用団体数:42団体⇒45団体

地域における推進体制設置数:243団体⇒303団体

事業者、地域活動団体と締結した協定等数:37件⇒52件

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員数:87団体・個人⇒96団体・個人

# 第3次推進計画の総括（概要）

## 重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

### 基本的方策

### 取組・評価

### 課題

### 第4次推進計画に向けて

① 学校等における児童等の安全を確保する

- 指針周知、取組実施、巡回指導及び通学路パトロールの実施により、児童等の安全確保が進んだ
- 子ども教室及び児童クラブ等への支援、各種研修の実施により児童等の安全確保が進んだ
- 安全マップを活用した防犯教室により、児童等の防犯意識の醸成が図れた

➢ 関係機関等が連携し、学校安全の取組に取り組むことが必要

➢ 指導監査やマニュアル確認ができていない園がある

➢ スクール・ドリラー等の人材育成や確保が必要

➢ 各種教室等の実施率や参加率の向上が必要

➢ 家庭、地域及び関係機関等が連携し児童の安全確保に取り組んでいく

➢ 全園に対する指導監査及びマニュアル確認

➢ 子どもを守る取組を行う人材を育成し確保していく

➢ 各種教室の継続的な実施及び参加の呼び掛け

② 通学路等における児童等の安全を確保する

- 全ての市町村で通学路安全プログラムを策定し、通学児童等の安全確保が図れた
- 公園管理者等との管理手法に関する協議の際に「犯罪の防止に関する指針」の周知を行い、防犯意識の醸成を図った

➢ 通学路の定期的な点検及び環境整備のための多目的かつ効果的な安全点検の周知や実施が必要

➢ 生活安全、災害安全、交通安全の3観点からの通学、通園路の安全点検が低調であり、また、市町村によって取組に温度差があることが課題

➢ 関係者等の意見を取り入れた防犯環境を整備する

➢ 生活安全、災害安全、交通安全の3観点からの通学、通園路の安全点検を継続していく

➢ 子ども110番の家・車の指定促進に向けた働き掛けを継続

➢ 道路整備等の改善等、ハード面での早期改善を目指し、道路管理者等との連携を図る

③ 子どもの安全を確保する

- 各種教室等を実施し、非行問題、インターネットの危険性、親子の絆に関する意識醸成を図った
- 安全教育プログラムに基づくモデル地域や拠点校の選定等により、児童の危機回避能力向上が図れた
- 学校警察連絡制度の運用により、関係者の連携、多角的な支援が行われ児童の健全育成を図った

➢ タイムかつ必要とされる情報の発信、あらゆる機会を通じた広報が必要

➢ 児童虐待の認知件数は増加しており、虐待防止について一層の周知を図ることが必要

➢ 子どもの虐待、貧困問題等に対応した研修の充実、費用の助成等、関係機関が活動しやすい環境整備が必要

➢ 子どもの安全確保に資するため、社会情勢や犯罪の発生状況等に応じ、必要とされる情報を広報する

➢ 広報紙への掲載や官民協働によるキャンペーンの実施等を通じ、継続的に児童虐待防止を呼び掛ける

➢ 子どもの虐待、貧困問題等に対応した研修の充実、費用の助成等、活動しやすい環境整備を継続する

④ 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

- DV問題に対し、高知城ライトアップ、ラジオ広報等の広報啓発活動を実施し、県民の理解が深まった
- 高齢者等に対し、出前講座、訪問活動等の啓発活動を行い、特殊詐欺等の防犯意識の醸成を図った
- 障害者の特性に応じた情報提供や時期を逸さない情報提供を実施した

➢ DV防止のため、関係機関との継続的な連携や情報共有を図るとともに、避難場所の拡充等の自立支援の環境整備が必要

➢ 教室等に参加しない高齢者に対する防犯啓発活動や、受講者のレベルに応じた研修の実施等が課題

➢ 障害者の特性に応じた対策や、関係機関との連携強化や訓練の実施、講話内容の充実が必要

➢ DV被害者の保護対策に関する関係機関の連携強化、被害者避難措置等、その対策徹底を継続する

➢ 教室等に参加しない高齢者に対する訪問活動や出前講座等を継続し、関係機関の機能強化や連携強化を図り、受講者のレベルに応じた研修を実施する

➢ 障害者施設における、合理的配慮を踏まえた不審者対応訓練や防犯講習を継続する

⑤ 観光旅行者等の安全を確保する

- 観光旅行者に対し、幹線道路に設置している大型掲示板等を利用して、県内の防犯情報等を広報啓発した
- 日本語を解さない外国人旅行者に対し、翻訳タブレットの使用や3か国語対応のハンドブックを配布し、広報啓発活動を実施した

➢ 観光事業者との連携が難しく、観光地における広報啓発や観光客に対する安全情報の浸透具合の把握が困難

➢ 観光地で稼働する各施設の従業員等に研修を行い、防犯意識の醸成を図り情報共有を行う

➢ 外国人に対する、翻訳タブレットの対応言語の拡張、翻訳人の確保及び生活安全ハンドブックの配布等、安全情報の提供を継続する

目標数値に対する令和2年度末の実績 ※目標値は( )で記載

危機管理マニュアル策定率:99.8%(100%) 危機管理マニュアル改定率:92.1%(100%)

学校安全点検実施率:99.3%(100%)

地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率:100%(100%)

通学路安全点検の実施率:100%(100%)

状況確認指標(平成27年度⇒令和2年度の実績)

子どもに対する防犯教室や訓練の実施数:252/405校⇒241/383校、252/297園⇒236/275園

教職員に対する訓練等の実施数:114/405校⇒83/383校、226/297園⇒236/275園

安全マップ作成:81/196校⇒105/190校 高齢者対象の防犯教室:630件⇒279件

防犯教室を行った観光事業者割合:25.0%⇒33.3%

# 第3次推進計画の総括（概要）

## 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的  
方策

### 取組・評価

①  
犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

- 道路ボランティア団体による道路美化作業や県管理道路への照明設置等により、犯罪の防止に配慮した道路等の普及を図った
- 街頭防犯カメラ等設置補助金による防犯カメラ設置事業の推進により、犯罪の防止に配慮した道路等の普及につながった

### 課題

- 防犯環境の整備は専門性が高く、出前講座等を通じて継続的な周知や、関係機関との連携が必要
- 道路等のハード面に関する早期改善は困難であり、指針の重要性を継続周知していくことが必要
- 市町村・事業者に対し、設置した街頭防犯カメラの点検等の適切な管理を働き掛けて、防犯カメラを維持管理していくことが課題

### 第4次推進計画に向けて

- 「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、各種会合やホームページへの掲載等、あらゆる機会を通じて周知を図っていく
- 既設置の街頭防犯カメラの適切な維持管理を促すとともに、街頭防犯カメラ等設置補助金制度について、各種会合や市町村担当者への説明等を継続し、防犯カメラの設置を促進していく

②  
犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

- 各種会議の開催や広報紙の配布等により「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図り、防犯環境の整備を促進した
- 高知市外の公営住宅70戸に関して、犯罪防止に配慮した設計を行った

- 防犯性の高い住宅を普及するため、建築業者等へ「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図り、協力を得ていくことが必要
- 新しい防犯設備等に関する情報を収集し、効果的に広報することが課題

- 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」等について、ホームページへの掲載や関係機関の窓口で冊子を置くこと等により、周知を継続していく
- 公営住宅設備について、同指針に基づく整備を推進するよう情報提供及び指導を継続していく

③  
犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

- 金融機関における強盗対応訓練等により、犯罪の防止に配慮した店舗等の普及を図った
- 金融機関に対して、特殊詐欺手口等に関する情報提供を行い、犯罪発生時の未然防止を図った
- 県警察がコンビニエンスストアの各チェーンと連携し、防犯訓練、警察官による定期的な巡回、情報提供等を行い、犯罪被害防止を図った

- 特殊詐欺は、社会情勢に応じて新たな手口が発生等することから、コンビニエンスストア等へのタイムリーな情報提供により特殊詐欺被害の未然防止を行うことが課題

- 金融機関やコンビニエンスストア等に対し、時期を失さない犯罪発生情報の提供、各種訓練の実施、防犯機器の紹介や設置促進を継続していく
- 金融機関やコンビニエンスストア等の経営者や従業員等における、防犯意識の向上に向けた各種施策を継続していく

目標数値に対する令和2年度末の実績 ※目標値は( )で記載  
重点目標4に関する目標数値の設定なし

### 状況確認指標（平成27年度⇒令和2年度の実績）

県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数：左380.908km⇒389.283km、右436.214km⇒444.886km  
道路照明灯の設置基数：16,193基⇒16,489基  
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数：【建築確認時】  
共同住宅用30件⇒3件 戸建住宅用：628件⇒632件  
【長期優良住宅認定時】  
戸建住宅用：218件⇒224件

### 第3次推進計画の総括（概要）

### 重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的  
方策

#### 取組・評価

#### 課題

#### 第4次推進計画に向けて

①  
市町村による災害時の防犯対策を支援する

- 県による避難所運営マニュアル作成の支援、補助金の支出等により、避難所設備体制の促進を図った
- 県警察は、講話や研修会にて被災地で発生しやすい犯罪の防犯対策等について情報提供を行った
- 市町村担当者会において、大規模災害時における防犯の視点の重要性を周知し、情報共有を図った

- 各避難所の地域性に対応した防犯対策を検討することが必要
- 社会情勢の変化や災害の種別により、執るべき防犯対策が異なることから、過去に発生した事例を研究して、市町村における防犯対策に生かしていくことが必要
- 地域防災計画の策定や改定に際し、「防犯の視点」を盛り込むよう、継続的に働き掛けることが必要

- 「大規模災害に備えた避難所運営マニュアル作成の手引き」等の各種冊子等を活用し、「防犯の視点」を反映した取組を地域性にも留意して水平展開させていく
- 大規模災害時に発生が予想される事案等の把握及び対応要領の策定を継続していく
- 関係機関への情報提供や連携を図り、地域防災計画に「防犯の視点」を盛り込むよう働き掛けていく

②  
防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

- イベントの開催、テレビやラジオ放送、ポスターや標語の募集等により大規模災害に備え、広報啓発を行った
- 地域・自主防災組織を対象として出前講座を行い、防犯・防災の事例を紹介する等の情報提供を行った
- 県警察は、災害発生後、早期に防犯活動に取り組めるよう、自主防犯組織に対して各種防犯活動に必要な物品を提供し、その活動を支援した

- 防災組織、市町村等の連携やタイムリーな情報提供等、総合的な啓発活動を継続することが必要
- 防災・防犯の取組は、地域により意識格差があるため、意識の低い地域への啓発については検討が必要
- 大規模災害時の防犯に関して、自治体、事業者、防災組織、自主防災組織等が連携し、重層的なネットワークを構築することが必要

- 県や市町村が連携し、あらゆる機会を通じて啓発を行っていく
- 県による地域や自主防災組織等を対象とした出前講座等を継続し、また、防災・防犯の意識が低い地域への啓発活動についての検討を継続していく
- 県警察による、被災時の防犯活動事例等の情報収集を継続し、各種会合等において情報提供をしていく

目標数値に対する令和2年度末の実績 ※目標値は( )で記載  
重点目標5に関する目標数値の設定なし

状況確認指標(平成27年度⇒令和2年度の実績)  
重点目標5に関する状況確認指標の設定なし